

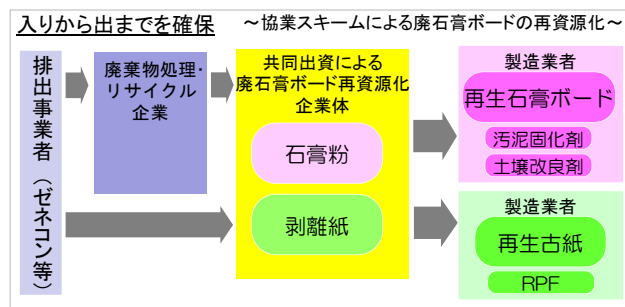
# 株式会社グリーンアローズ関東 廃石膏ボードリサイクル事業開始のお知らせ

当社子会社の株式会社グリーンアローズ関東追浜リサイクルセンターが、平成 26 年 3 月 10 日に神奈川県横須賀市より産業廃棄物処分業の許可を取得し、事業を開始いたしましたので、お知らせいたします。

## 廃石膏ボードリサイクルの現状とグリーンアローズの取り組み

一般社団法人石膏ボード工業会によると、廃石膏ボードのリサイクルは、新築工事に伴う排出分については 86.1% (量) がリサイクルされているものの、解体工事については、リサイクルに回されている量は実態としておおむね 2 割程度と推定されています (石膏ボード工業会「石膏ボードハンドブック環境編」)。

そこで、株式会社グリーンアローズホールディングス(平成 19 年設立、株主等は次ページ図参照)では、大都市圏でのリサイクルを推進するため、廃棄物排出事業者(建設会社)、廃棄物処理・リサイクル業者、製造業者(石膏ボードメーカー)等、複数の企業が一体となって、リサイクルを進めています。



## グリーンアローズ HD による廃石膏ボードリサイクルの全国展開

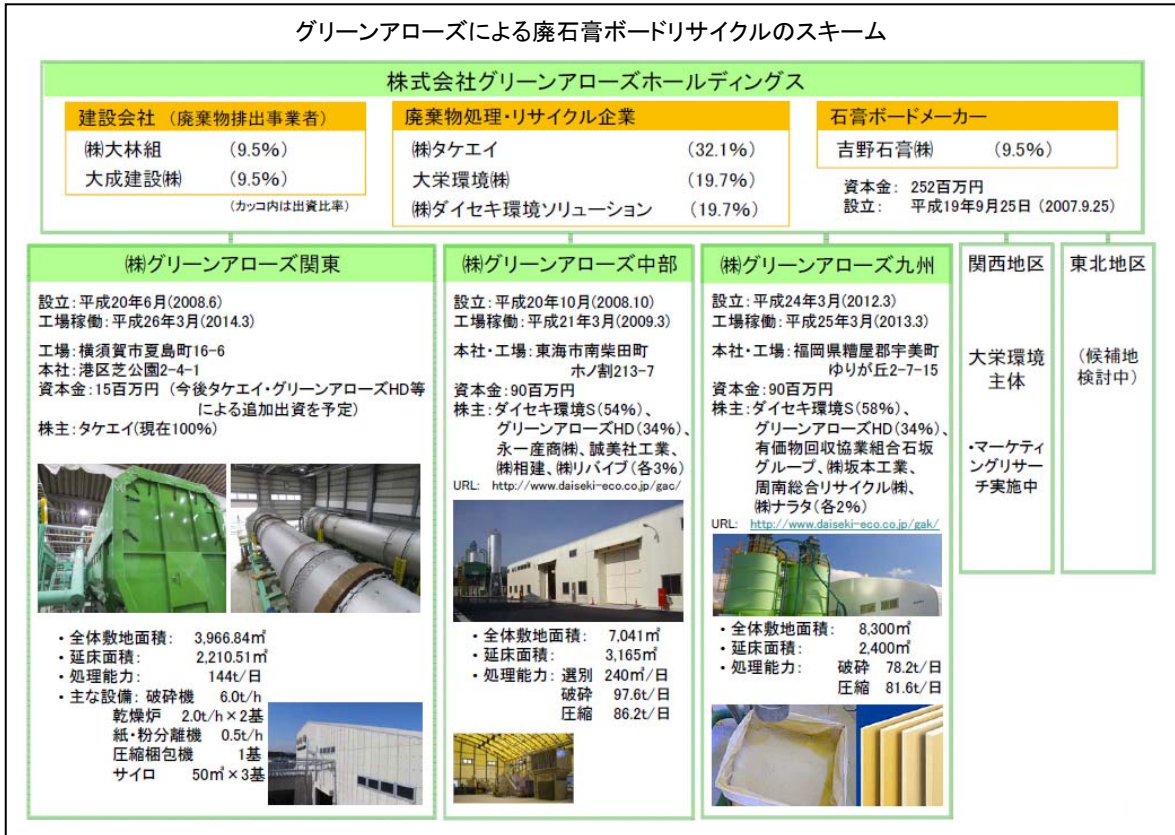
グリーンアローズ HD は、大手建設会社、廃棄物処理・リサイクル業者、石膏ボードメーカーの共同出資により、廃石膏ボードリサイクルを全国展開するために設立されました。同社は、実際にリサイクル事業を行なうことになる各地域会社に対して出資を行なう、共同持ち株会社の性格を有します。

グリーンアローズによる各地域の運営会社として、株式会社グリーンアローズ中部(愛知県東海市、平成 20 年設立、平成 21 年稼働、株主は株式会社ダイセキ環境ソリューション 54%、グリーンアローズ HD34%ほか)、株式会社グリーンアローズ九州(福岡県糟屋郡宇美町、平成 24 年設立、平成 25 年稼働、株主はダイセキ環境ソリューション 58%、グリーンアローズ HD34%ほか)がすでに稼働しています。

神奈川県横須賀市で事業を開始したグリーンアローズ関東は、グリーンアローズ第 3

番目のリサイクル施設で、主に関東エリアを担当します。

グリーンアローズによる廃石膏ボードリサイクルのスキームについては、下図をご参照ください。



### グリーンアローズ関東での廃石膏ボードリサイクル

グリーンアローズ関東では、建設現場(主に解体工事)から出される廃石膏ボードを受け入れ、破砕し、石膏粉と紙(剥離紙)に分離します。

分離された石膏(二水石膏、CaSO<sub>4</sub>・2H<sub>2</sub>O)粉については、石膏ボードの原料として石膏ボードメーカーに納入します。

さらに、新しい試みとして、二水石膏粉の一部をロータリーキルンで乾燥処理させ無水石膏(CaSO<sub>4</sub>)粉にします。無水石膏粉は、セメント系固化剤の原料としてセメント会社に納入します。

剥離紙については、製紙原料として製紙工場に納入します。

### タケエイグループにおけるグリーンアローズ関東の位置づけ

また、グリーンアローズ関東は、タケエイグループにとって(タケエイの連結対象子会社として)、株式会社ギプロ(埼玉県八潮市、平成14年設立、平成15年稼働、株主はタケエイ55%・株式会社竹中工務店・吉野石膏株式会社ほか)に続く2番目の廃石膏ボード専用リサイクル工場となります。

グリーンアローズ関東の処理能力は144トン/日で、フル稼働時の年商は7~10億円を想定しています。

ギプロは 200 トン/日の受け入れが可能で、分離された石膏粉は、ほぼ全量を石膏ボードメーカーに納入しています(平成 25 年 3 月期売上 9.2 億円)。

### 株式会社グリーンアローズ関東の概要

名称:	株式会社グリーンアローズ関東
本社:	東京都港区芝公園 2-4-1
工場:	神奈川県横須賀市夏島町 16-6
代表者:	福嶋 慶久
事業内容:	廃石膏ボードリサイクル事業
設立:	平成 20 年 6 月 18 日
資本金:	15 百万円 (今後タケエイ・グリーンアローズホールディングス等による追加出資を予定)
株主:	株式会社タケエイ (現在 100%、増資後変更予定)

#### <参考>

### 廃石膏ボードの処理に関わる法規制について

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』施行令の一部改正により、平成 11 年から、廃石膏ボードはそれまでの安定型最終処分場に埋め立ててよいもの(対象品目)から、管理型最終処分場での扱いへと変更されました。これは、廃石膏ボードを埋め立てた最終処分場で高濃度硫化水素が発生した事例を受けてのものでした。

その際対象外とされた紙と分離した石膏粉についても、平成 18 年に同様の取り扱いとなりました。

平成 22 年の『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)』施行規則の一部改正では、特定建設資材(コンクリート廃材、アスファルト・コンクリート廃材、廃木材など、リサイクルすることによって資源を有効に利用でき、かつその技術が普及しているもの)の分別の妨げとなってしまう廃石膏ボード等を先に取り外すよう、解体工事の工程の順序が詳細化されています。これは、リサイクル促進のため特定建設資材に指定された木材等に、廃石膏ボードの成分が付着すると管理型最終処分場への埋め立て処分扱い(リサイクル困難なもの)となってしまうことに対処したものです。

### 廃石膏ボードの排出量について

廃石膏ボードの排出量は、建設廃棄物の品目別では、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥、建設発生木材に次ぐ規模であると考えられており、建設混合廃棄物として排出されているものを含めると、年間百数十万トンに及ぶと推計されています。

今後、高度成長期に建てられた建築物の老朽化に伴ない、建て替えを伴う新築工事・改修工事・耐震工事等の需要が高まると考えられており、解体系の廃石膏ボードの排出量は、大幅な増加が見込まれています(右図参照)。

